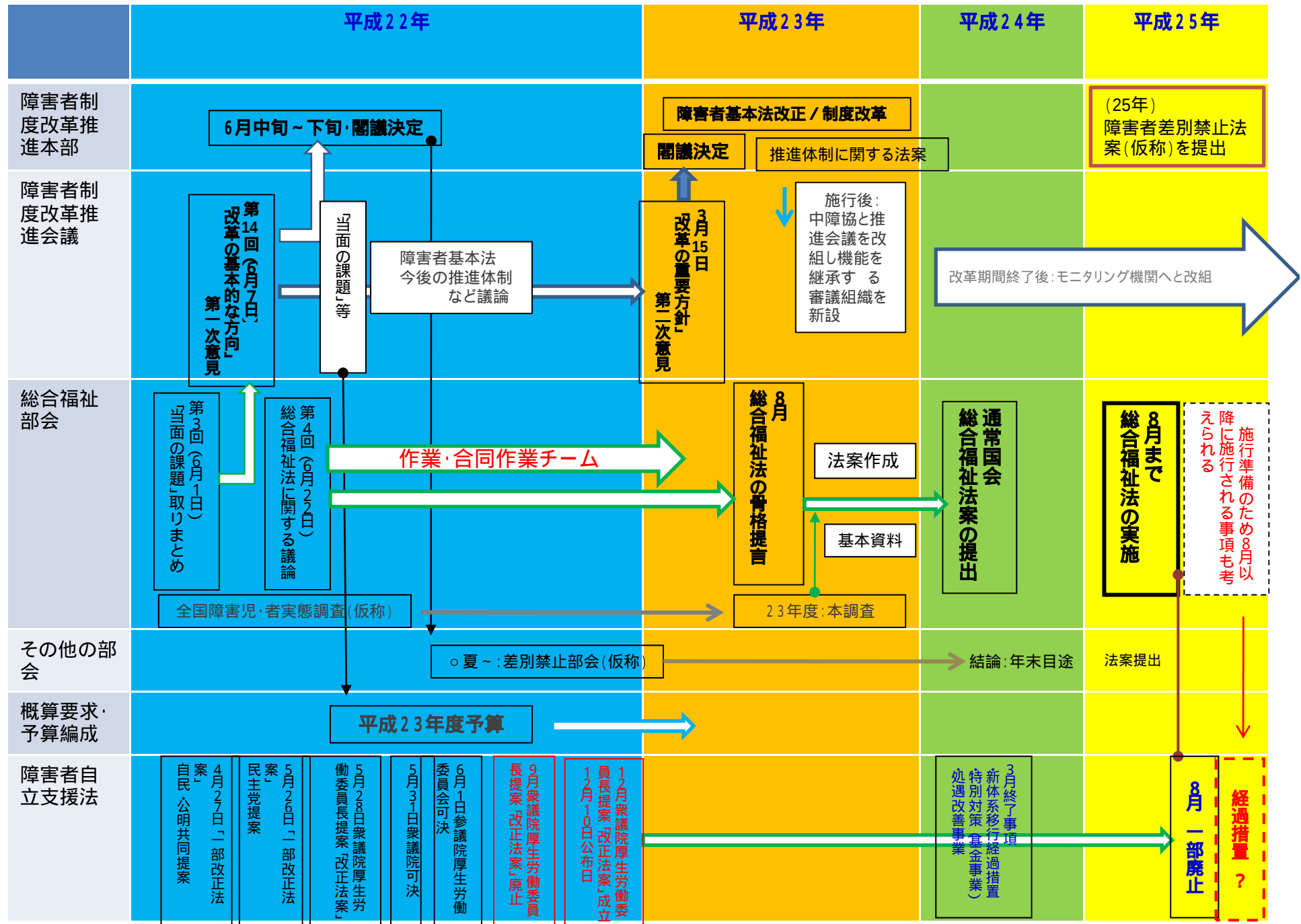




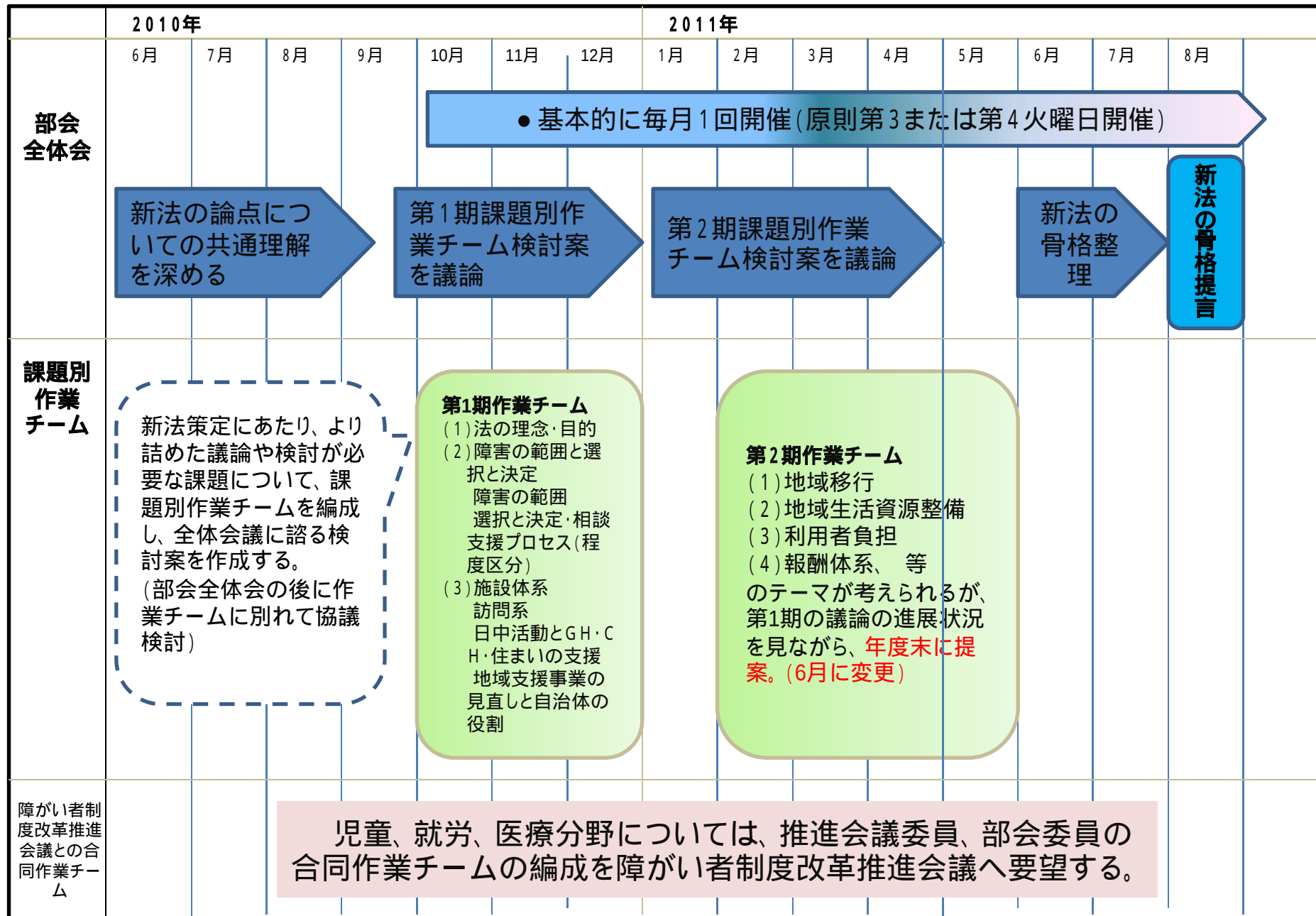
「現実問題として総合福祉法 までの つなぎにどう対応するか」

日本知的障害者福祉協会
政策委員会委員長 最上太一郎

今後の総合的な障がい者制度改革のスケジュール



総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール(案)



障がい者制度改革推進会議、総合福祉部会等のスケジュール

	22年 10月～12月	23年 1～3月	23年 4月～	24年以降
【内閣府】 障がい者制度 改革推進会議	障害者基本法 の抜本改正を 検討	3/15第2次意見 閣議決定 (改革の重要方 針)	障害者基本法 改正法を提出 (4月22日閣議決 定)	(25年) 障害者差別禁止法 案(仮称)を提出
【厚生労働省】 総合福祉部 会	第1期作業チーム 法の理念・目的 1) 障害の範囲 2) 選択と決定・相談支 援のあり方(程度区分) 1) 施策体系(訪問系) 2) 日中活動とGH・C H・住まい方支援 3) 地域生活支援事業の 見直しと自治体の役割	第2期作業チーム 年末に決定 地域移行 地域生活支援整備 利用者負担 報酬体系 等	第二期報告書(6月) 新法の骨格提言(8月)	障害者総合福祉法 (仮称)を提出 25年8月 までに実施
合同作業 チーム	推進会議と部会の合同作業チーム 医療分野<12月まで精神分野><1月から精神以外> 就労分野 障害児支援分野		報告書	
精神保健医 療 検討チーム	「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」 主査:政務官 構成員27人(テーマごとに分担) (現在～11月まで)認知症と精神科医療について議論 (10月以降)保護者制度や入院制度について議論(予定)			
その他			○昼夜分離の新体系 サービスへの移行 期限(23年度末)	○報酬改定(24年4月) ○介護・福祉人材の処 遇 改善等(現在は基 金) ○障害福祉計画の改定

総合福祉部会 合同作業チーム・作業チーム

第1期作業チーム

法の理念・目的

- 1) 障害の範囲
- 2) **選択と決定・相談支援ポイント（程度区分）**
 - 1) 施策体系（訪問系）
 - 2) 日中活動とGH・CH・住まい方支援
 - 3) 地域生活支援事業の見直しと自治体の役割

第2期作業チーム

年末に決定

地域移行

地域生活支援整備

利用者負担

報酬体系 等

- (2) **選択と決定・相談支援ポイント（程度区分）**

推進会議と部会の合同作業チーム

医療分野 < 12月まで精神分野 > < 1月から精神以外 >
就労分野
障害児支援分野

例：報酬と人材確保作業チームへの意見書 抜粋

○報酬の支払いについて

基本的には月額制にすべきですが、日額制とすることにより、利用者のニーズに応じた日中活動の選択も可能となることや利用者負担を考えると、日額制もやむを得ないと考えます。

但し、継続して安定したサービスを提供するための基盤として、事業運営の安定化は欠かせないことから、事業の固定経費（人件費・事務費等）については、利用者の出欠にかかわらず補償すべきです。

具体的には、契約に基づく利用日数に対し、利用者が欠席（入所型の場合には帰宅・入院・外泊等）した場合には、事業者に対し、人件費・事務費等の補償として、日額報酬の80%を支給する。ただし欠席した場合の利用料負担等はないものとする。

これにより、事業運営が恒常的に安定し、利用者への質の高いサービス提供が保障できます。

○人材確保と報酬について

常勤換算方式は、さまざまな形態による勤務が可能となることから、人材確保の視点からは一定の評価ができます。また、利用者支援の点からも、手厚い支援が必要な時間帯に多くの職員を配置することができる、などのメリットもあります。

その一方で、極端な非常勤化は利用者へのサービスの質の低下を招く懸念もあることから、職員の専門性や支援の質を担保し、障害特性に応じた必要な支援を提供するためには、常勤・非常勤の配置割合等について一定の基準を定める必要があります（現在は、常勤が1名いれば指定基準を満たすという極端な基準となっている）。現行の報酬単価が低いため非常勤化を進めざるを得ない実情もあることから、報酬の引き上げをあわせて行う必要があります。

なお、総合福祉部会では支援者の資格要件等の簡素化が提案されていますが、サービスの質の確保と専門的支援の観点から、安易に行うべきではないと考えます。

「報酬や人材作業チーム」報告書（案）

第六 中期計画 その1 「報酬水準・報酬設定・報酬体系」について 新法の基本設計（新法導入～5年以内に実現すべき事項）

4 事業の特質を考慮した報酬設定

施設系事業 報酬を「利用者個別給付報酬」と「施設運営報酬」に大別する。

「利用者個別給付報酬」は利用率80%を上回れば全額支払い、それ以下の場合、利用実績に応じた日割り計算で支出する。

「施設運営報酬」は、施設利用定員による月額を定額で支払う。但し、施設全体の6ヶ月の平均利用率を次の6ヶ月間は掛けて月額を算出する。これにより、実際に利用しなかった分は報酬の削減となるので、在宅サービスとの併給にも抵抗は少なくなる。

これを具体的に図示したのが後記別紙図4「定員50名の施設の場合」である。

ポイント 個々の利用者の利用状況に日割り(利用率)を導入するのではなく、施設全体の利用率で算定する。その適用は次の6ヶ月期に適用とする。

これは、日割り論者が危惧する「事業所への定員保障」ではなく、むしろ、現実の利用実績を斟酌する日割り制度に近い発想であり、日割り論者も認める現行の9割保障に類似した現実案である。日割り論者の主張するメリットを活かしながら、月割り論者の危惧する点もクリアし、止揚する案として、総合福祉部会の統一提言となることを期待したい。

I. はじめに

当チームでは、論点 C について、第一期では主に自己決定支援及び相談支援体制についての提案を行った。第二期はそれを受けて、協議調整による支給決定システムをさらに明確に示すことを目的に検討を行った。第二期作業チームの論点検討範囲としては、C-2-1 現行の支給決定・障害程度区分の評価、C-2-2 国庫負担基準の評価、C-3-2 支給決定にあたっての必要なツール、C-3-3 自治体担当者のソーシャルワーク機能、C-3-4 不服審査やアドボカシーの仕組みであり、具体的には、以下のような検討内容となっている。

1. 現行の程度区分や支給決定の仕組みについての評価と問題点の検討
2. 支給決定にあたって必要なツール（ガイドライン・支援の必要度や支給決定のためのアセスメントなど）の在り方と策定の指針について
3. 支給決定に際しての「合議機関」の設置や役割について
4. 不服審査やアドボカシーの仕組みについて
5. 相談支援専門員（仮称）の役割や位置づけ及び研修体制（当事者相談員も含む）の在り方
6. その他、第一期の補足など

1. 現在の障害程度区分や支給決定体制の評価について
結論：

○現状の一次審査に用いられている機能障害の自立度を中心とした指標は、障害種別を超えた福祉的支援のニーズを反映するものとして妥当とはいえない。

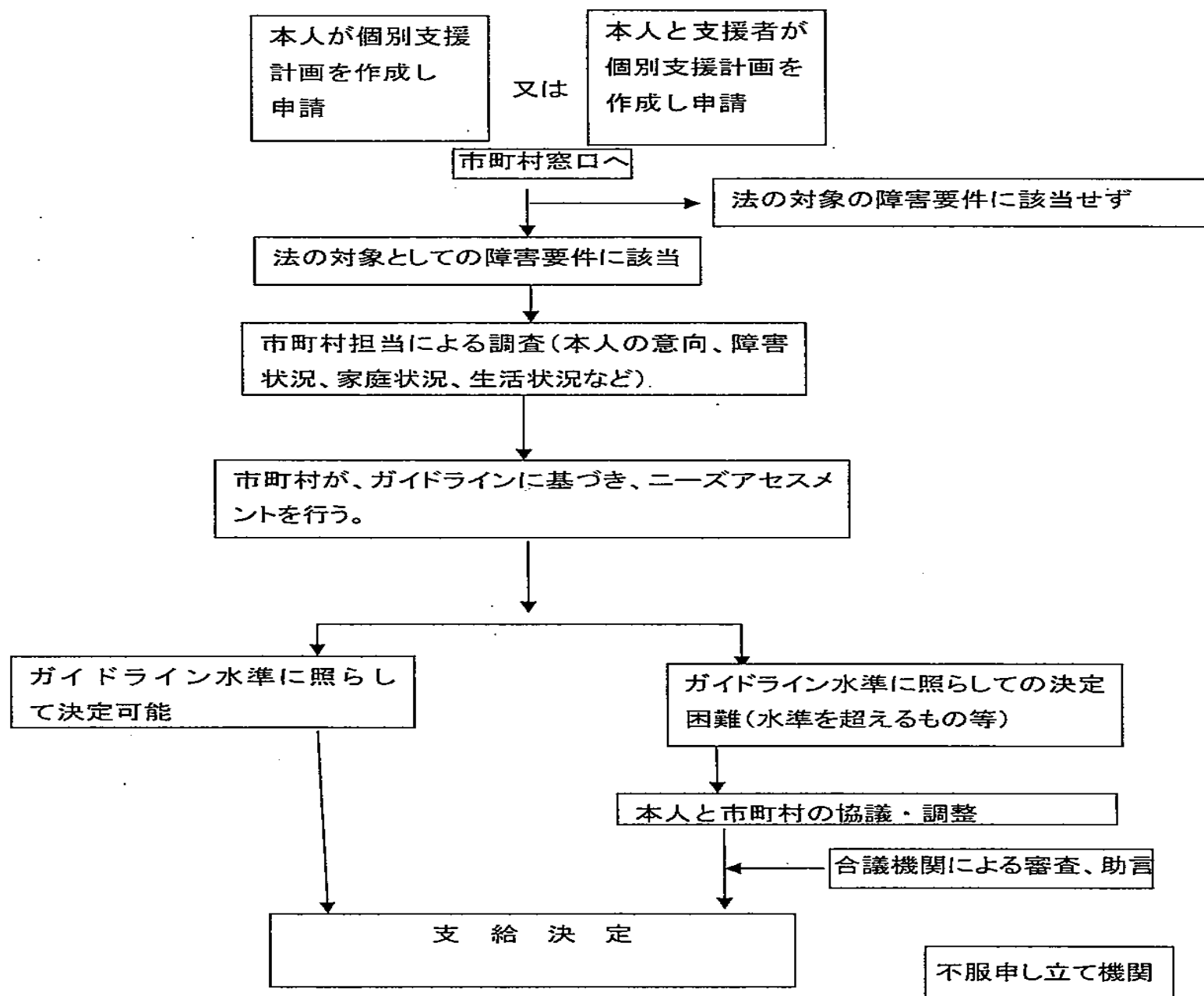
○個別の利用者の特性や状況、特に社会的状況も踏まえた障害者のニーズを明らかにする新たな支給決定の仕組みとツールが必要である。

理由：

○現行の支給決定・障害程度区分については、知的障害、精神障害では、その一次判定から二次判定の変更率が4割から5割以上と極めて高いものとなっている。また判定結果の地域間格差も大きく、障害種別を超えて全国一律の客観的、公平な指標とするには課題が多い。

○また程度区分による利用制限や、国庫負担基準に連動しているために支給量の上限として用いられている実態もあり、基準を超えて支援が必要な重度障害者などの地域生活に影響を与えている。

○障害者基本法改正案においても、障害を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害の程度について、新たに社会的状況を勘案した指標とすることが妥当である。以上から、総合福祉法（仮称）では、本人から示された支援ニーズの妥当性を検討するための指標が求められる。



今後の制度改正等の見通し

	2010年度(平成22年度)	2011年度(平成23年度)	2012年度(平成24年度)	2013年度(平成25年度)
障害	障害者制度改革の推進のための基本的な方向性について(6月閣議決定)第1次提言		次期障害者基本計画決定(12月目途)	
	障害者基本法改正と改革の推進体制	23年(常会)法案提出をめざす		
	障害者差別禁止法の制定			25年法案提出をめざす
	障害者総合福祉法(仮称)の制定	8月新法骨格提言(総合福祉部会)	24年法案提出をめざす	25年8月までの施行をめざす
	福祉的就労への労働法規の適用のあり方	23年内		
	障害者の所得保障のあり方を公的年金の抜本見直しに併せて検討		24年内目途	
	住宅の確保のための支援のあり方		24年内目途	
	社会的入院を解消するための体制	23年内		
	雇用率制度に関する検証・検討		24年度内目途	
	職場での合理的配慮確保のための方策		24年度内目途	
	障害者自立支援法改正 利用料の応能負担を原則	「新体系」への移行期間終了 処遇改善交付金終了 障害者サービス経営実態調査の実施(春) 障害者自立支援対策臨時特別交付金特別対策事業の終了	報酬改定(予定)	

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勸案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成)23年10月1日(予定)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年
4月1日までの政令で
定める日から施行

障害者自立支援法一部改正法の施行に向けた当面のスケジュール案(主なもの)

	平成23年				平成24年
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
平成23年10月施行分					
グループホーム・ケアホーム利用の際の助成		○事務処理要領改訂案等の提示	○政省令・告示の公布	(施行)	
同行援護の創設		○同行援護に係る基準、報酬等の案の提示	○政省令・告示の公布 ・事業者の準備指定	(施行)	
平成24年4月施行分					
利用者負担の見直し					○政省令の公布 ○利用者負担認定の手引き改訂案の提示
相談支援体制の充実		○地域相談支援及び計画相談支援に係る基準、報酬等の基本的な考え方の提示 ○基幹相談支援センターの役割等の基本的な考え方の提示		○地域相談支援及び計画相談支援に係る基準省令の公布	○地域相談支援及び計画相談支援に係る報酬告示の公布 ・事業者の準備指定
障害児支援の強化		○施設体系の一元化に係る基準、報酬等の基本的な考え方の提示		○施設体系の一元化に係る基準省令の公布	○施設体系の一元化に係る報酬告示の公布 ・事業者の準備指定
事業者の業務管理体制の整備		○業務管理体制の整備に係る基準等の基本的な考え方の提示			○政省令の公布 ○業務管理体制データ管理システム整備(～平成24年9月) ○確認検査指針等の発出

※「○」は厚生労働省において実施する事項。「・」は地方自治体において実施する事項。

「障害者自立支援法」等における 平成24年3月31日までの経過措置等について

【経過措置等】

○ 日中活動サービスにおける食事提供体制加算

（根拠法令等）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準（厚生労働省告示）

○ 旧法指定施設の延長

（根拠法令等）

障害者自立支援法附則

○ 就労継続支援B型の対象者

（根拠法令等）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（障害保健福祉部長通知）

（詳細）→ 就労継続支援の対象者は、「就労経験があって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者」、「就労移行支援事業を利用した結果B型の利用が適当と判断された者」、「及び のいずれにも該当しない者であって50歳に達しているもの又は障害基礎年金一級受給者」、「平成24年3月31日までの間に限り から までのいずれにも該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者」、となっている。

○ サービス管理責任者の要件

（根拠法令）

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（厚生労働省告示）

（詳細）→ サービス管理責任者の要件について、実務経験の要件を満たしていれば、平成24年3月31日までの間は、研修を受講していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として認められる。

○ 就労継続支援（A型及びB型）と施設入所支援の組み合わせによる利用

（根拠法令）

障害者自立支援法附則

障害者自立支援法規則

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

○ ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用

（根拠法令）

指定障害福祉サービス事業の人員、設備、運営に関する基準について
（障害保健福祉部長通知）

● 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策

- 事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業 → 移行前収入の従前額保障
- 通所サービス等利用促進事業 → 送迎サービスの利用者負担の軽減
- 新事業移行促進事業 → 移行時のコスト増加に対する助成
- 事務処理安定化支援事業 → 自立支援法施行に伴う事務処理定着に向けた助成
- 障害者自立支援基盤整備事業 → 移行のために必要な施設の改修等に助成
- 福祉・介護人材の処遇改善事業 → 福祉・介護職員の処遇改善のための助成
- その他事業

新事業体系への移行に係る問題点

【新事業体系への移行に係る問題点（素案）】

問題点	具体的内容	政省令等に対応できるもの	法律の改正が必要なもの
障がい者総合福祉法との関係	課題が多く廃止が決まっている障害者自立支援法の新体系事業への移行は整合性を欠く。 新体系事業に移行後、さらに障がい者総合福祉法の新・新事業体系への移行は施設の負担が大きい。		障害者自立支援法附則第41条第1項、附則48条、附則第58条第1項
社会福祉法上の問題	旧法通所施設が移行した場合、それまでの第一種社会福祉事業から第二種社会福祉事業となる。 関連事項→（各県で異なる部分はあるが、自動車税・自動車取得税等の減免が受けられなくなる。）		社会福祉法第2条第3項第4の2号 地方税法第128条、第162条
障害程度区分の問題	知的障害者の障害特性が反映されない調査項目およびロジックのため、支援の実態と比べて区分が低く抑えられている。	区分省令1条第1項	
	市町村によって区分認定にバラツキがある。	市町村審査会の運営について[通知]8(2)	
利用制限の問題	生活介護と施設入所支援には障害程度区分による利用制限がある。	報酬告示別表第5の1注1(1)(2)	
	施設入所支援の対象は原則として生活介護の利用者に限定されており、自立訓練と就労移行支援には一定の利用制限を設け、就労継続支援は利用対象から除外されている。	報酬告示別表第10の1注1(1)	
	自立訓練、就労移行支援に利用期限が設けられている。		障害者自立支援法施行規則第1条の2、同6条の5 障害者自立支援法施行規則第6条の6、同6条の8
人員配置基準の問題	施設入所支援の人員配置基準が少ない。(60以下の場合1名以上と規定)	基準省令(施設)第4条第1項第5号イ(1)	
	現行の施設入所支援の基準(報酬含む)では支援員の夜勤体制が組めない。	報酬告示別表第10の1、同第10の2、同第10の4	

	制度上は「昼夜分離」としているにも係わらず、日中の支援員をもって施設入所支援の夜勤を可能としている。施設入所支援の職員配置の少なさを本来日中の支援にあたるべき職員で穴埋めさせ「昼夜一体型」の運営を強いている。	解釈通知(施設)第3の1(1)ア、同だい3の1(1)	
	就労継続の職員配置が少ない。(基本は10対1)	基準省令第186条第1項第1号、同第199条	
報酬構造の問題	知的障害者の障害特性が反映されない低い区分判定により、区分と連動している報酬単価が低くなり、事業収入が減収になってしまう。	障害程度区分認定の実施について[通知]3 介護給付等の支給決定について[通知]第4、第5	
	施設入所支援の報酬上の評価が適正でない。	報酬告示別表第10	
	平成21年度より加算で評価されるようになったものの、障害者支援施設の土日の日中活動が基本報酬の算定から外れており不十分である。	介護給付費等の支給決定について[通知]第6の1イ	
	就労継続B型の報酬単価が低く大幅な減収になることから授産施設からの移行が困難である。	報酬告示別表第15	
	訓練等給付の事業は報酬がフラットとなっているため、障害程度に応じた必要な支援が困難である。	報酬告示別表第14、第15	
事業体系の問題	日中活動事業が生活介護と訓練系事業に二分化されたが、介護か訓練かという二者選択の発想に問題がある。		障害者自立支援法第28条
	各地で就労継続A型に営利企業が参入している。企業と社会福祉事業とは本来の目的は違う。企業と同列化的な移行は難しい。	基準省令第189条第1項	障害者自立支援法第36条第3項第1号
移行時運営安定化事業の問題	移行時運営安定化事業は移行以前の収入を保障するだけのものであり、新体系の移行によって生じる職員配置や定員の増減に対応していない。	平成21年11月2日付事務連絡「移行時運営化事業の実施について」の別紙 移行時運営安定化事業事務処理要領	○

その他	同一敷地内にあった複数の施設が新体系に移行する際、都道府県によっては複数の事業所をまとめて一事業所として申請するよう求めている。定員区分の変更により報酬単価が低くなってしまう。	解釈通知第二の1(4)(5)	
	新体系は地域移行を推進しているとしているが、GH・CHの夜間体制の課題など、地域生活における安全対策が不十分である。	報酬告示別表第9の2、 第16の1の3	
	小規模事業所の場合サービス管理責任者の資格要件を満たす職員を配置できない。	基準省令第50条第1項第4号、他 サービス管理責任者資格要件告示のイ(1)(一)	
	新体系は各種加算が多く事務量が増加してしまう。	報酬告示(全般)	

地域の自主性及び自立性を高める ための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律案要綱

【抜 粋】

地域主権戦略会議

関連法案

平成23年4月25日国会提出

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

二 児童福祉法の一部改正（第二十二條関係）

1 指定障害児通所支援事業者の指定

- イ 都道府県は、指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する**基準を条例**で定めるものとする
こと。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする
こと。

2 指定障害児入所施設の指定

- イ 都道府県は、指定障害児入所施設の指定の申請者に関する**基準を条例**で定めるものとする。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

十四 社会福祉法の一部改正(第三十四条関係)

- 1 町村が福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するに際し必要な都道府県知事への同意を要する協議を、**同意を要しない協議とすること。**
- 2 都道府県知事並びに指定都市の長及び中核市の長の、社会福祉法等の施行に関する事務について、指導監督を行うための計画の樹立及びその実施を**努力義務**とすること。
- 3 社会福祉法人の所轄庁について、主たる事務所が市の区域にある社会福祉法人(地区社会福祉協議会である社会福祉法人を除く。)であって**その行う事業が当該市の区域を越えないものは市長とすること。**

4 社会福祉施設

- イ 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めるものとする。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

(ロ) 社会福祉施設に係る居室の床面積

(ハ) 社会福祉施設の運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 社会福祉施設の利用定員

- 5 社会福祉事業を目的とする寄付金募集に係る厚生労働大臣又は都道府県知事の許可に係る規定を削除すること。
- 6 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に係る意見反映のための措置及び計画の内容の公表を努力義務とすること。
- 7 その他所要の改正を行うこと。

十九 知的障害者福祉法の一部改正(第三十九条関係)

- 1 **市町村は**、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと(2において「**相談援助**」という。)を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に**委託することができる**こと。
- 2 **都道府県は**、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが**困難であると認められる市町村がある場合**にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に**委託することができる**こと。

三十四 障害者自立支援法の一部改正(第五十四条関係)

1 指定障害福祉サービス事業者

- イ **都道府県は、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする**こと。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとすること。

2 指定障害者支援施設

- イ **都道府県は、指定障害者支援施設の指定の申請者に関する基準を条例で定めるものとする**こと。
- ロ イの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとすること。

3 市町村障害福祉計画

- イ 市町村障害福祉計画においては、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について定めるよう努めるものとすること。
- ロ 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

4 都道府県障害福祉計画

都道府県障害福祉計画においては、区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの**必要な見込量の確保**のための方策、区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について定めるよう努めるものとする。

社会保障と税の一体改革

消費税10%案、6月に決定...首相方針

[読売新聞](#) 5月30日(月)3時9分配信

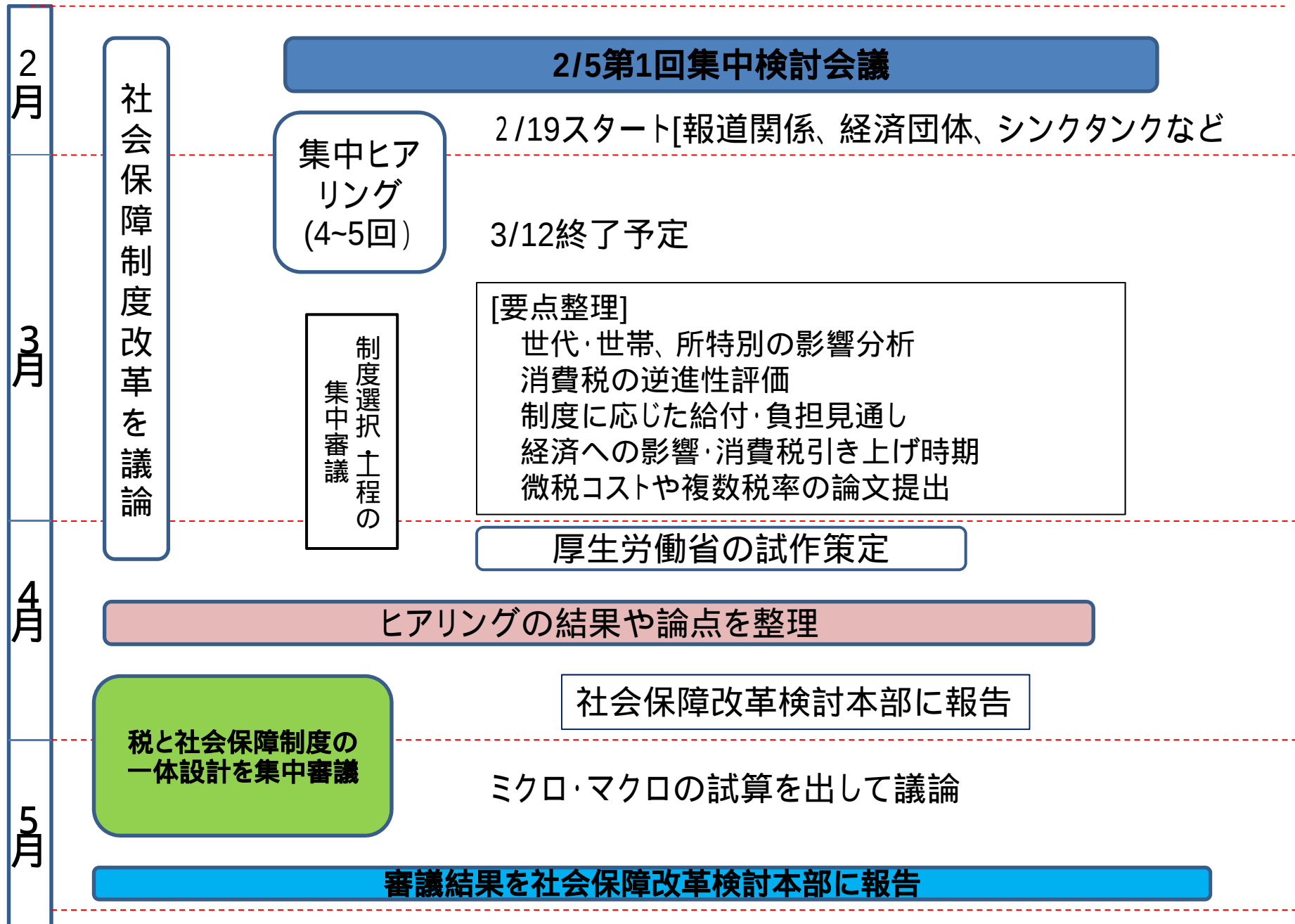
菅首相は29日、6月下旬にまとめる社会保障と税の一体改革案の中で、焦点の消費税率引き上げ幅や引き上げ時期を最終調整するため、政府と与党幹部による「コア(中核)メンバー会議」を設置する方針を固めた。

来週中に初会合を開き、4回程度の協議を経て6月中旬にも、2015年までに現行税率を5%引き上げて10%にする案を決定する方向だ。

「コアメンバー会議」は、「政府・与党社会保障改革検討本部」(本部長・菅首相)の下部組織として設置する。首相をトップとし、枝野官房長官、与謝野経済財政相ら関係閣僚や、民主党の岡田幹事長、輿石東参院議員会長、国民新党の亀井亜紀子政調会長ら16人が参加する予定だ。

同本部の下には、有識者13人らが参加する「社会保障改革に関する集中検討会議」(議長・菅首相)が置かれているが、6月2日に社会保障改革の原案をまとめた段階で役割を終える。原案にはパートや派遣社員らへの厚生年金の適用拡大や、低所得者の基礎年金加算などの新対策を盛り込み、15年に消費税収の1%分に相当する2・5兆円余りの追加財源が求められるとの試算を提示する予定だ。

集中検討会議のスケジュール

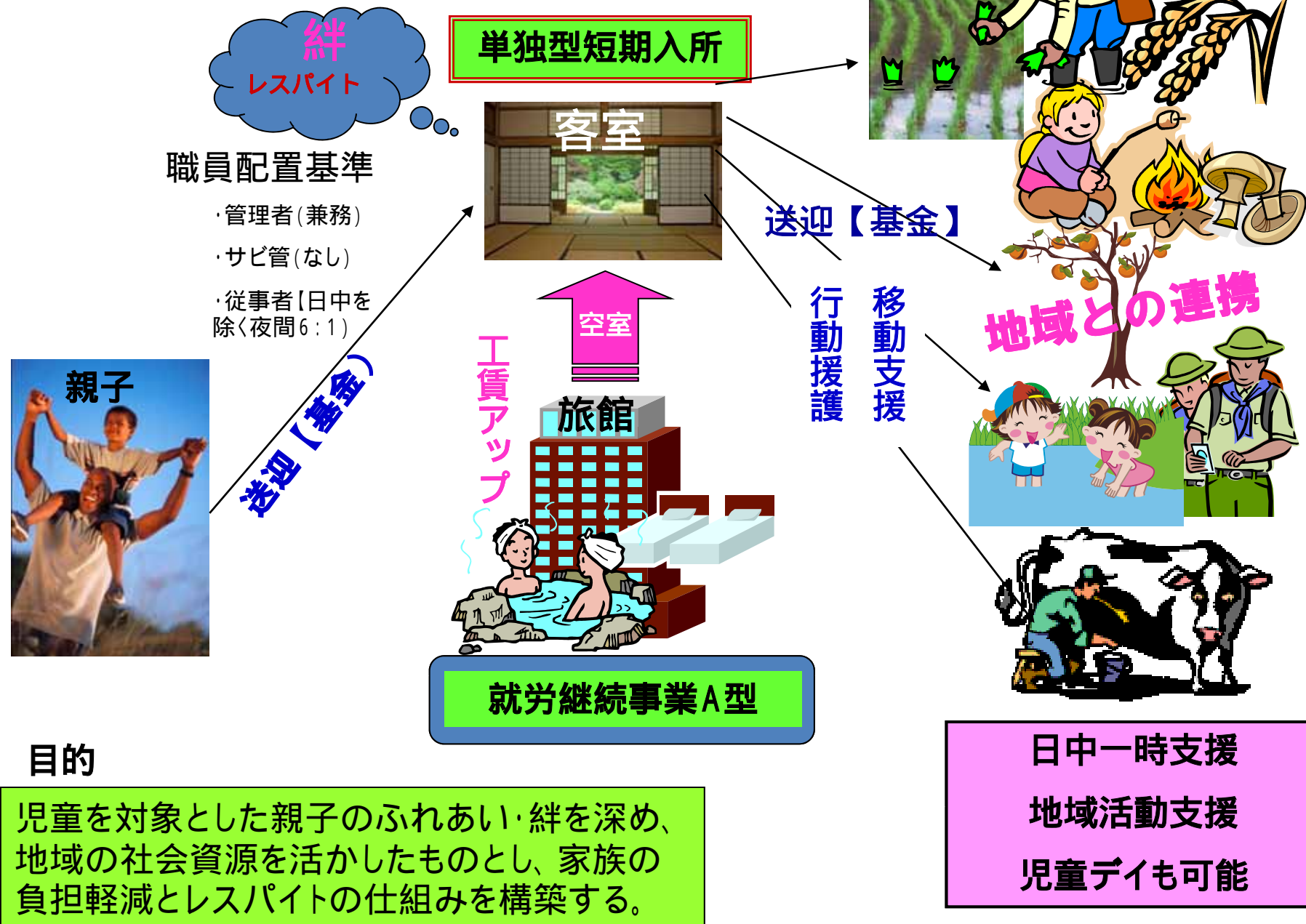


社会保障費と税の一体改革案の策定に向けた今後の流れ

- 6 / 2 政府の「社会保障費と税の一体改革集中検討会議」
が必要な財源の所要額を含む、改革原案を発表。
- 6 / 3 菅首相が「政府・与党社会保障改革検討本部」会合で
「コアメンバー会議」を設置を表明
- 上旬 政府税制調査会で社会保障改革案への対応を会長
に一任
- ～ 17 コアメンバー会議を4回程度開き、消費税率の引き
上げ幅をなどを含む社会保障改革の「成案」を策定
- 6 / 22 通常国会会期末
- 下旬 「政府・与党社会保障改革検討本部」で成案決定

時間があれば紹介

障害者自立支援法の制度による短期入所



貸切家族風呂

湯の倉



夢帆風
いりや
旅の
露天風呂



貸切家族風呂
湯の倉
毎週、温泉のお湯は
入れ替えております
全12室



ありがとうございます
言葉に
いえない
気持ち
をいもんだ
二〇二〇

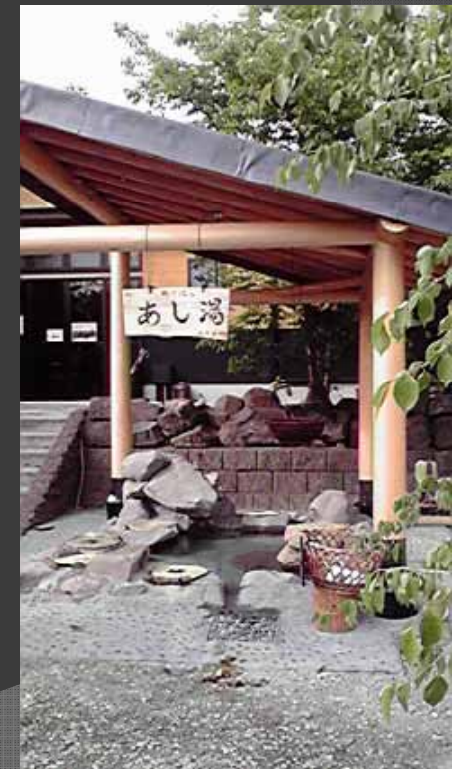


壱ノ倉
貳ノ倉
参ノ倉
四ノ倉
五ノ倉
六ノ倉
七ノ倉
八ノ倉
九ノ倉
拾ノ倉
拾壹ノ倉
拾貳ノ倉



清流荘のショートステイプラン

かもん・ゆ～す短期入所事業所清流荘



清流荘のHP: www.seiryuusou.com

利用される方のニーズをかたちに

(本人ニーズ)

- ・たまには温泉でゆっくりしたい
- ・気がねなく旅館に宿泊したい
- ・サービスの中で自分で選択できる食事を食べたい
- ・

(保護者等のニーズ)

- ・親子で気がねなく旅館に宿泊したい
- ・食事・宿泊場所が従前と違って付加価値が付いている
- ・通常、旅館に宿泊する金額より安価(福祉サービスとのコラボ)

最後に一言

平成21年6月より旅館『清流荘』および家族風呂『湯の倉』にて就労継続支援A型事業を行っており、現在12名の利用者の方が利用契約・雇用契約に基づいて利用されておられます。

業務内容が旅館業及び公衆浴業での就労継続A型事業はあまり例がなく、なお且つ旅館で過ごす短期入所事業を行っている事業所は全国的にも前例のない事業所です。
新しい短期入所を体験してみませんか。